

第四十三回国会 衆議院 石炭対策特別委員会 議 録 第二十一号

(五四三)

昭和三十三年六月七日(金曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 上林山榮吉君

理事 有田 喜一君 理事 神田 博君

理事 岡田 利春君 理事 多賀谷眞稔君

理事 中村 重光君

有馬 英治君 木村 守江君

倉成 正君 藏内 修治君

白濱 仁吉君 中村 幸八君

井手 以誠君 滝井 義高君

出席政府委員

通商産業政務次 廣瀬 正雄君

官 通商産業事務官 中野 正一君

(石炭局長) 塚本 敏夫君

通商産業事務官 (公益事業局長) 堀本 敏夫君

労働事務官 三治 重信君

(職業安定局長) 委員外の出席者

通商産業技官 久良知章君

(石炭局計画課長)

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二二号)

電力用炭代金精算株式会社法案(内閣提出第九三三号)

石炭鉱業整理規制臨時措置法案(内閣提出第一二四号)

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五八号)

○上林山委員長 これより会議を開きます。

この際、参考人の出頭要求に関する件についておはかりいたします。

ただいま本委員会において審査中の内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、電力用炭代金精算株式会社法案、石炭鉱業整理規制臨時措置法案及び重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案について、参考人の出頭を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○上林山委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

なお、参考人の出頭日時、人選等については委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○上林山委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

○上林山委員長 次に、内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、電力用炭代金精算株式会社法案、石炭鉱業整理規制臨時措置法案及び重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題として、前会に引き続き質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。岡田利春君。

○岡田(利)委員 佐藤通産大臣の時代に、私は石炭鉱業合理化臨時措置法の運用についていろいろたどしたのでありますが、特に合理化臨時措置法の目的にもありますように、本法は「石炭鉱業を整備し、石炭坑の近代化等を促進し、坑口の開設等を制限し、及び未開発炭田の急速かつ計画的な開発を促進することにより、石炭鉱業の合理化を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する」、こういう目的でこの合理化臨時措置法が定められておるわけです。ところが昭和三十年八月十日に本法が成立以来、この法律の運用というものは、重要な柱について一度も運用されてないというところが、きわめて重大な問題になったわけです。特に私は本法の運用に関して、目的の三つの柱の一本をなしている「未開発炭田の急速かつ計画的な開発を促進する」、この点については、当時は鉱区調整協議会の委員すらも任命されていなかった。まして、未開発炭田の開発が本法の精神に基づいて促進されたためしかなかったわけですから、そこで佐藤通産大臣は、この運用されてない面について、急速にひとつこれを検討して、本法の目的並びに本法に準拠して、この問題についてはその方針を明らかにしたい、こう実は説明をされて、その後石炭局においてもこの未開発炭田の開発促進について、従来国家資金が導入されて、大体的な調査、コアボーリングが終了しているそれぞれの地点についてある程度指定をする、こういうこととで、私の仄聞しておるところでは、一応調査の終わっておる三地点についてその意向を固めたようでありました。ところがその後調査団ができ、今日に及んでおるわけですが、しかし公式的にはいまだこの未開発炭田の開発の指定が行なわれていないということ、私は非常に遺憾である、このように考える次第です。特にスクラップ・アンド・ビルドの方式で炭鉱を近代化していく場合に、総合的に開発でき得る地点が計画の中に明確に策定されればならぬと思うわけです。大体常識的には、炭鉱は発電所の建設と同じように、開発に約三千年の日時を要して、大体三千年目から本格的な安定的な採炭が可能であるわけです。ですから、たとえ今年開発に着工しても、これは昭和四十一年度でなければ、いわゆる安定的な出炭ができないというのが常識であり、基準であると考えてわけです。

一方、昭和四十二年を目途としてわが国の石炭産業の近代化をはかり、そして石炭鉱業の安定をはかるのだ、こういう趣旨で今日石炭政策を進めておるわけであります。当然この未開発炭田の問題もはつきりその計画の中に組み入れられておらなければならぬ、このように私は考えるわけです。したがって本委員会が審議した経過から考え、この未開発炭田の問題については、一体通産省は今日どのように考えておるかという点について御説明を願いたいと思うわけです。

○中野政府委員 御質問の未開発炭田の開発の問題でございますが、これにつきまして、この法律に書いてあります趣旨に従いまして、通産省として、従来御承知のように、調査費をとりましていろいろ調査を続けてまいっております。すでに九州の有明地区、それから釧路地区、それから石狩炭田の北部、これについては国の調査費による調査は一応完了いたしております。それから昨年ことしとやりますものが石狩炭田の南部、それから高島炭田の北部、この調査をやっておるわけでありまして、ただ指定の問題につきましては、原料炭、一般炭、これは主として原料炭でございますが、これの需給の関係もございまして、いま先生も御指摘になりましたように、開発地域に指定して、いざこれに相当の金をつぎ込んでやりましても、実際に開発されるのは二、三年先になるわけでありまして、二、三年先になるにいたしましても、それぞれの炭田の需給の見通しというものをある程度明確にしておかないと、指定をしても実質意味がない、こういうような関係もございまして、いまそれぞれの調査中のもの、あるいは一応調査が終わったものにつきましまして、どういう地点を指定するか、こういうことで関係者で協議を進めておるわけでありまして、いつの時点にどの地域を指定するかということはまだ明確にお答えできないような情勢になっておるわけでございます。

○岡田(利)委員 私は従来の経過から

第二類第四号 石炭対策特別委員会 議 録 第二十一号

昭和三十三年六月七日

第二類第四号

石炭対策特別委員会 議 録 第二十一号

昭和三十三年六月七日

第二類第四号

石炭対策特別委員会 議 録 第二十一号

昭和三十三年六月七日

第二類第四号

石炭対策特別委員会 議 録 第二十一号

昭和三十三年六月七日

第二類第四号

石炭対策特別委員会 議 録 第二十一号

昭和三十三年六月七日

いつて、この指定ができないということ自体の理解に実は苦しむわけですが、と申し上げるのは、先ほど申し上げましたように、たとえば今年度開発に指定されても、四十一年度でなければ最終的には出炭を見ないということになるわけですが、来年度開発をすれば、一応石炭企業が自立でできる目安である四十一年度でなければ、出炭を見ることができないわけですが、もちろん二年くらいである程度出炭することができると見るのが私は一般的な常識だと思います。そういたしますと、ある程度、毎年度毎年度の開山規模なりあるいは出炭規模というものが審議会の審議によって確定をされますけれども、この未開発炭田の開発にそういう資本を投じ、三年目から石炭が出るということになるわけですから、この面は四十二年度までのある程度の展望を持てざるを得ないわけではなかつたかと思つておられます。しかも未開発炭田を開発する場合に、当然そこに新しく炭鉱が生まれるわけですから、そういう産業環境を整備をする、あるいは産業道路を整備をするという問題が兼ね備わつてくるわけですが、指定されたらすぐ翌年から石炭が出るというものでもない。そういう小規模な、タヌキ掘り式の中小炭鉱を指定するということは考えられないわけですが、少なくとも最低三十万トン程度の規模以上の炭鉱の場合に、本法の運用は限られるものと理解するのが私はきつめて常識的だと思つてゐる。問題は現在の、あるいは来年の需給を考へて未開発炭田を指定するのじやなくて、石炭鉱業の自立的安定の態勢が一応整うという四十二年度を

見通して問題は解決さるべきじやないか。もちろん需給の問題がありますから、その過程で大幅な経済変動なり需給の変動があれば、その開発がある程度延びるということも考えられると思ひますけれども、いづれにしても四十二年度までの間の未開発炭田の開発指定というものが明らかに組まれないところには消極的、いわゆる本法のこういうのはつきりした一つの柱が全然実行されない。三十年にできた法律ですから、もう七年過ぎておるわけですが、四十二年度までに未開発炭田が指定にならないとするならば、本法ができて十年以上たつのに、本法についての三つの柱の一本については単なる作文であつたということになる危険性すらあるわけですが、私の伝え聞くところによりますと、私の質問の結果、それに基づいて通産省は鉱区調整協議会の委員を任命をした。これは昨年ですが、一昨年の暮れですか、協議会がありながら委員もなかつたという協議会の委員が、私の質問の結果初めて任命をされて、その後通産省事務当局としては現在一応開発を進めている日鉄の有明並びに北海道の南部空知の南大夕張の原料炭開発、それと白糠炭田の上茶路開発という三つの地点が、指定するところならば考えられるということであるが、まあ考へられるということではあるわけですが、だから問題は相当進行しておる問題であつて、局長が言われるような単なる来年の需給という短期的なものの方ではなくて、四十二年度まで組み入れて通産省として方向を出してやらなければ、産業道路なり環境の整備というものは地方団体の協力その他いろいろな協力を得なければならぬ

問題ですから、時期を失する危険があると思つておられます。したがつて、具体的にそういう検討が一体終わつていないのか、終わつておるとすれば、今後本法を運用するという場合に一体どういう観点からやるのか、短期的なものの方でやるのか、四十二年度という一応の目安を置いて、明確に計画を組んでそれぞれの開発計画をやるのか。これは通産省で指定した場合に示さなければならぬという問題も含んでおるわけですから、もう少しこの問題は突っ込んで御説明願ひたい。

○中野政府委員 未開発炭田の開発につきましては、先ほど私が御説明いたしましたのが、法律では、石炭鉱業の合理化のためにその開発を急速かつ計画的に行なう必要があると認められる地域を指定するという趣旨になつております。もちろんこれは、最近の石炭の需給関係というものが今後とも非常に問題でございまして、調査団でもその点に非常に重点を置いて御調査をいただいたわけでありまして、調査団の調査の過程においてもいろいろの地点が問題になりまして、特に原料炭については、将来輸入炭に十分拮抗できるように炭田があるのじやないか、そういうものを国でも金をかけて大いに調査をして、四十二年、三年以降どうしても原料炭の需要というものはだんだんふえていくわけでありまして、そういう点とにらみ合わせて今後の調査を進め、そしてその調査に基づいて、必要があれば未開発炭田として地域の指定もすべきである、こういうように調査団もお考えであつたわけですが、それから釧路地区の上茶路につきましては、

調査団が検討された際には、これは一般炭でございまして、こしばらく需給の関係は楽観できないというようない見通しから、上茶路につきましてはこれは時期がちょっと早いのではないかというふうな御結論であつたわけですが、この問題についてはさきにいま事務的な検討をいたしてございまして、三十九年度くらいには、これをもう一度検討して指定するかどうかをきめるべきじやないか、こういうふうな考へておるわけですが、また有明地区等につきましても、調査は済んで、現実にもう日鉄鉱業で相当着手しておるわけでありまして、こゝらにつきましても、これはあまり鉱区調整とかむずかしい問題はなくて、むしろ本格的にこれをやるということになれば、相当の金も投入せねばいかぬじやないかというふうな問題がございまして、そうなりますと、実際にそこで開発の担当を予定される公社の責任者の意向等も十分よく打ち合わせをしてやらなければ、国が一方的にやるべきじやないと思つておられます。というのは、あつても出てまいりますように、いろいろ開発計画を会社自身がつくることになれば、場合によっては通産大臣が勧告するとか、そういうふうな規制—恩典もありまして、ある意味での規制というものが当然出てくるわけでありまして、そういうふうなこともございまして、いまいろいろ慎重に検討をいたしておる段階でございまして、

を經過してきておるわけですが、その後調査団の発足等の事情の変更もありましたけれども、したがつて特に九州地区で一応未開発炭田の総合の開発ができるというの、高島、端島の離島関係の海底炭田の原料炭の開発、これは海底ですからなかなか調査その他についてもまだ問題がある。本格的にやるとすればボーリング船を建造してやらなければならぬという問題もかかえておるわけですが、一応炭層の成層条件というものは非常に安定しておるといふことで、これは石炭界の一致したものの見方であるわけですが、これは当面すぐ云々するといふわけにはまいりませんでしようけれども、いま局長から言われた有明の場合、これはすでに日鉄が開発にかかっているわけですが、日鉄の考へ方に基づいて、実は開発を進めておるわけですが、しかし炭鉱の近代化をはかるための未開発炭田の開発計画というものは、単に私企業にまかせるという考へ方ではないわけですが、この法のためまえからいふと、通産大臣が総合的に開発できる地点を国が調査をして指定をする、そして鉱業審議会の意見を聞いて開発計画というものを定めるのだ、それに基づいて国も援助をするかわりに、その計画に基づいて企業が開発を進める、こういう関係でこの未開発炭田の開発が進められる仕組みに実はなつておるわけですが、それが、本法を運用したことがないのですから、運用についてどうも理解のしかたがまちまちではないかという感じを実は非常に強く持つておるわけなんです。ですから有明の場合でも二類が着工しておるからそれはもういいのだという考へ方であるとするならば、本法

計画的に先の見通しを立ててやることはありますが、一方面的にはこれはできないことでございますので、そういう点等につきましていま検討を続けて、できるだけ指定に持っていくたい、こういうふうを考えておるわけがあります。

○岡田(利)委員 「通商産業大臣は、

識は、私は石炭政策をやる者として一致するのではないか、こう思うのです。ところが有明の場合も、これは將來開發されれば相當大きなウエートを持つてくるわけです。おそらく三池に次ぐ日本第二位の出炭規模を持つ山になる、こう想定されるわけです。そうすると、三池と有明の出炭規模という

か。これはこれからの石炭政策に対して相当大きなウェイトになりますから、そういう裏づけをある程度考えつつ、あの三池炭田の二山の出炭規模というものも考えていくべきではないかということを実は考えるわけです。そういう需要の想定がなくて、とにかく条件がよいから何ぼでも掘れる、掘つ

第六十八條の二第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、石炭鉱業審議会の意見をきいて、その指定をした地域「云々と書いてあるわけですから、国の方針として一応これは指定できるわけです。ですから十分当該鉱区所有の、開発を予定される企業との連絡とかいう点はもちろんとられるでしょうが、しかし一応法のたてまえとしては、積極的に指定ができるのだ、

ものは、おそらくわが国の出炭量の一割以上を占める、最終的には二、三割くらいになるのではないかと思いますが、そういうウエートを持つてくるのですから、この三池、日鉄有明に對する考え方というものは、石炭政策上非常に重要なウエートを持つてくる、こう思うのです。ところが三池の炭は非常にくせがあつて、なかなか原料炭にも向かない、一般炭にも向かない

てもいいのだという主義は、どうもいまの石炭の需給関係からいって考え方が甘過ぎるのではないかと思うのであります。その点について政府の見解を伺っておきたい。

○久良知説明員　ただいま岡田先生から、将来三池と有明のビルドアップが完成した際には非常に大量の出炭になるというお話でございます。事実、いまのところ三池は大体六百万トン程度

こういうたてまえになっておるわけ
 です。ですからある程度、開発を指示
 するという強い法のたてまえになって
 いるわけですね。ですから従来と違っ
 た話し合いをして、やる気があるかど
 うかというようなことを、もちろんそ
 れは事前に一応やるでしょうけれど、
 法のたてまえとしては積極的に指定
 するのだ、こうなっているのだから、
 その点は私はやはり若干認識が違ふと思

い。政府としてもそれをある程度消化してやるような積極的な施策を講じない。そして三池はビルドアップだ、掘れるだけ掘りなさい、極端にいえばそういう認識を持っておる。ところが一方、伝えられるところによると有明の場合も、コアボーリングの場合は非常にサルファが少ないといわれておったが、最近実際に開発してみた分析では相当サルファが高い、実はこういうわ

の規模になるというふうに考えております。それから日鉄の有明につきましても、まだ最終的にどの程度の規模になるということは確定はいたしておりませんが、やはり二百万トンないし二百五十万トンくらいのものであり得る可能性があるとするように私も考えておるわけであります。そうなりまして既に、先生ただいま御指摘になりましたように、三池炭につきましては確

うのです。

そこで若干話がそれますけれども、いま有明の問題が出ましたので、特に三池炭田の問題についてここでひとつ見解をただしておきたいと思います。

三池は今日、五十万トンの貯炭をかかえておる。三池の炭の性質からいって、一般炭にも向かない。さらにサルファが非常に多いということで、三池炭の対策というものが石炭対策上相当

ておるわけです。同じ三池炭田の中ですから、もし三池と同じくサルファがあるとするならば、私はこれは非常に大きな問題だと思う。だから単に石炭の量あるいはその炭鉱の構造等から判断するのではなくて、当然その持つ炭の持ち味、いわゆる炭質というものを考えて、出炭規模なりビルドアップの規模をきめるといふ慎重な態度が私はどうしても必要だと思う。そういう点に

黄が高い、それから粘結性があるという事で、原料炭といたしましては硫黄が高いために販路が局限される、それから一般炭といたしましても、粘結性があるということのために需要家からきられるという面からはさまれて、その販売にかなり腐心をしたしておりまして、ある程度大量の貯炭をかかえておるといのが現実でございます。将来有明の出炭がさらに二百

の炭の販路がどうなるのかということ
でございすが、私もどなたもいたしまし
ては、同じ三池の中でも南のほうが硫
黄が高い、北部に行くに従って三
池炭鉱自身の出炭の硫黄分というもの
が下がっておるわけでございます。現
在の三池の高硫黄の原料炭の中でも、
一番北の宮之浦炭鉱から出る低硫黄の
原料炭というのが、原料炭としても需
要を期待しておるわけでございます。

この有明はさらに北部でございますの
で、全体として三池よりも硫黄分とし
ては低いのではないかと期待のう
ちに、いままでの開発が進められてき
たわけでございます。それから最近立
て坑で炭層の一部を通過いたしました
で、そのときにある程度の資料を得ら
れているわけでございます。この硫黄
分が高いのではないかといたいた
まのお話でございますが、この件につ
きましてはまだ具体的に私も承知を
いたしておりません。全体といたしま
しては、三池のいままで開発された結
果から見ますと、北部においては低硫
黄であり、いままでのボーリングの結
果にいたしましても、炭層によって多
少の違いはあるわけでございますが、
混炭することによりまして大鉄鋼の
期待する硫黄の限度以内の石炭を出し
得るのではないかといたように見てお
るわけでございます。

○岡田(利)委員 私がこの問題を取り
上げたのは、出炭のウェイトがきわめ
て高い、それだけに石炭政策の大きな
ウェイトを占めてくる。特に現在稼働
しておる三池炭鉱の持っている炭の持
ち味といえますか、これは今日でも非
常に問題があるわけですか、しかし、三
井鉱山の再建というものは三池に期待

を寄せられているという面があるもの
ですから、私は三井鉱山自体が相当積
極的な研究をすべきだと思ふのです
が、どうも今日の三井鉱山の置かれて
いる現状から考えると、そこまで積極
的に進みかねる、自分の企業にするの
が精一ぱいだという感じも実はするわ
けです。しかしいざいざにしても、放置
しておくとか全体的にいろんな面に悪影
響が出てくるわけですから、この面は
政府も、それぞれ研究機関等もあるこ
とですから積極的に検討されて、その
面に対する対策というものが常に考え
られていなければならぬと思うわけ
です。そういう点で、これからの石炭政
策の面で常に十分考慮を払って対処し
ていただきたいということをご希望
しておきたいと思ふのです。

それから第二の点であります、南
夕張の開発は、空知炭田でも特に夕張
炭地区は原料炭の山で、一応国内原料
炭としては良質炭が夕張の地帯では出
るわけですか。しかし一方において、現在
稼働中の原料炭の山はビルドアップ
し、増産態勢をとる。このことは、新
鉱を開発するよりも、一応炭鉱がある
わけですから、それに積み重ねたほう
が経費が安い。したがってそのほうが
いいのではないかといたことで、一般
的に増産傾向がとられておると思うの
ですが、しかし私の聞くところによ
ると、この南夕張炭鉱ができた場合に
は、最終規模が大体年産六十万トン程
度じゃないか。そうすると、六十万ト
ン程度の規模ならそう大きなウェイト
じゃないと思うのです。ですから、も
ちろん鉄鋼の需要等も考慮しなければ
ならぬでしょうが、しかしこれからの
原料炭の動向、輸入炭との関係から見

れば、私は南夕張の開発は、しても
三年かかると思いますが、そういう
意味では相当早い時期に開発指定とい
うものができ得るのじゃないかという
感じがするわけですか。したがってこの
面についても、六十万トン程度の規模
であつて、有明のように将来二百五十
万トンくらいになるといふならたい
へんですけれども、六十万トン程度の
山でありますから、当然ビルドアップ
と未開炭田の開発というものを兼ね備
えて、調査団の答申によつても、見込
み違いは若干あるでしょうが、最終年
度に百万トンの原料炭が不足する、こ
う調査団から報告されているのですか
ら、この面も積極的に開発指定が行な
い得る、こう私は理解をしております
。この点についてはいかがでし
ょうか。

○久良知説明員 南夕張の開発計画
につきましましては、いろいろ案があるわ
けでございますが、先生おっしゃいま
すように、大体六十万から大きくて八
十万ぐらいの規模が、あそこのフィー
ルドから考えておるわけではないかと
いうふうに考えておるわけでございます
。原料炭の需要につきましましては、先
ほど局長からも御説明申し上げました
ように、四十三年以降特に四十五年以
降になると思いますが、その年次にお
きましては、弱粘結の原料炭の需要と
いうものが、現在の国内炭の増産計画
から見ましても、かなりの振興の余地
が出てくるわけでございます。四十二
年までの近い年次で考えてみますと、
現在新しい製鉄所の増産計画というも
のが、その大部分は名古屋以西でござ
いまして、東京湾以北というものにつ

てはあまり大きなものがないわけ
でございます。したがって、西のほう
の原料炭につきましましてはわりに需要と
の結びつきというものは考えやすいわ
けでございますが、北海道の原料炭に
つきましましては、関東以北に大きな製鉄
所というものが近い時期には予想され
ないという事情もございまして、既存
の山のビルドアップによる生産増というこ
とで大体まかない得ることになるわけ
でございます。したがって南夕張
を開発いたしまして、六十万ないし八
十万の炭の需要を考えるとした場合に
は、どうしても東京湾以北と申します
か、東京湾に計画されております製鉄
所の建設の時期ともならみ合わせて指
定をするということが必要になってま
いろうかと思ふわけでございます。

私もどなたもいたしましても、その時期と
合致してなるべく近い時期に指定をし
てまいりたいというふうにお考え
わけでございます。

○岡田(利)委員 次に第三の地点とし
て、これは一般炭の場合ですが、白糠
炭田の上茶路炭鉱開発の問題です。こ
れは他の地域と違って、国として白糠
炭田開発のために、白糠線の白糠―
足寄間ですか、一応第一期計画は炭鉱
開発地点まで鉄道敷設をするというこ
とで、すでにこれは七年ぐらゐ経過し
ておる。国費だけでも六億以上の金が
すでに投じられて、鉄道の路床がほぼ
完成しておる。あと若干橋梁の問題と
軌道敷設という点が残つておるだけな
んです。そのぐらゐの金が新線建設の
ためにすでに投じられておるわけ
です。その大部分は上茶路炭鉱開発、そ
の石炭運送というものが目的なわけ
です。それに木材関係の輸送が考えられ

ると思ひますが、最近木材は普通のト
ラック輸送がおもに使われますから、
どうしてもこの炭田の開発がなければ
ば、いままでの国費までも全部使
まうというものが実情なわけですか。した
がって国鉄並びに運輸省当局として
は、炭鉱開発が一体どういふ日程にの
ばるのかということによって、この鉄
道建設の予算もおのずからきま
まってくる。それがもし開発されなければ、そ
れだけの膨大な金をただ使つておくと
いう結果になるわけですか。したがって
他の地域から見ても、これは特殊な条件
に実は置かれておるわけですか。単に山
を開発する云々だけではなくして、す
でにそういうことで国費が投じられて
おる。しかも比較的浅い地点である、こ
ういふ条件なわけですか。それから一方
常磐炭田は常磐火力にほとんどその炭
が供給されるということになります
と、東京電力並びに中部電力について
は、北海道からその炭を供給すると
いうことになるわけですか。そうする
と、一般炭の北海道における産出状況
から考えて、空知炭田の場合には空知
中部から北部にかけて一般炭が存在し
ておるわけですか。南部は原料炭です。
そうすると中部並びに北部から、苦小
牧もしくは室蘭にその炭を運ぶ。その
内陸運賃だけでも、鉄道輸送だけで
六百円以上かかる。さらに室蘭、苦小
牧からこちらのほうに持つてくる。釧
路炭田の場合は今度石炭専用船ができ
て、室蘭から東京の芝浦まで持つてく
る船賃と、釧路から芝浦まで持つてく
る船賃はほぼ変わらなくなつてしま
うわけですか。前は釧路のほうが高かつた
のですが、今度はほとんど変わらな

い。こういう状態にあるわけです。そうすると、内陸運賃は半分です。流通経費の面から見ても、一般炭の供給地域としては空知炭田よりも釧路炭田のほうが有利だという面も実はあるわけです。ただ問題は、総体的な一般炭の需給の關係が問題になってくると思うのですが、この山の最終規模は三十万トン程度なわけです。ですからこれは、そう重大な影響を及ぼす未開発炭田の開発ということにはならぬのではないかと。ましてきのう公益事業局長からお話がありましたように、一方において釧路火力が建設されるという問題もありまして、これは四十一年に完成、運開できたとしても、四十一年の後半になると私は思うのです。そういう時期ともならみ合わせて考えるならば、これは当然開発指定さるべきではないか。しかも、そういう鉄道の新線敷設に膨大な費用が投じられて、あとは線を敷くだけになっておるといふ地点でありますから、一般炭の場合にはいろいろ問題がありましようけれども、そういう点について十分考えるべきではないか。さらに今年度の閉山予定になつていて、名前は発表してありませんけれども、私の判断では、明治炭田は技術的な条件から見て、その技術的な条件が解決できなければ閉山せざるを得ない、こういう局面に立たされておるわけです。この出炭規模は大体二十万トンです。ですから、そういう総合的な面から考えてみて、上茶路開発というものは、単に一般炭であるという一般論でものを理解するということとは甚が過ぎるのではないかと、私はこういう判断を持っておるわけです。こういう点についてや

りそういう総合的な判断を下す必要がある、こう思うのですが、この点についてはどう理解されておるか、説明を受けたいと思います。

○久良知説明員 上茶路の開発計画につきましては、先ほど局長からも御説明申し上げましたように、昨年の調査団での検討では、事務当局といたしましてはむしろ前向きな形で考えたわけでございますが、やはり全体の需給といたしましては、この着工は見送るべきだという結論になったのでございます。先生おっしゃいますように、一般炭の新しい区域として考えた場合に、非常に条件のいい地点であるということについては、先生と同意見でございます。釧路炭と申しますか、あの地区での需給、それからいずれ釧路から大量の炭が京浜地区にきておりますので、九州炭それから空知地域の一般炭も総合した、一般炭全体の需給の上での判断が必要になつてまいるかと思つてござい

ます。釧路地区に発電所もできることでもございまして、釧路炭としての需給という面から、四十二年以降になろうかと思つて、新鉄開通する余地があるということになります。遅滞なくこの地域の指定ということもいたしたいと思つておるわけでございます。

もう一つ、この指定の場合に考えますのは、この上茶路の開発を担当する会社といたしましては、上茶路以外に相当力を注がなければならぬビルドの山を持っておるわけでございます。資金的な点も考慮いたしまして、適当な時期に開発に着手するということにしていきたいと思つておるわけ

でございます。

○岡田利委員 大体考え方はわかつたわけですが、私は、四十二年以降という考え方は、いわゆる一般炭の開発としては一般的だと思つて、釧路炭田における一般炭の有利な条件、これは同じ一般炭でも違うわけですが、電力に向く非常に高規格の一般炭でもあるという条件、流通経費が安くなるという条件、さらに火力発電所が配置されるという条件、こういうものとあわせてもこのことを考えるべきではないか、こういう感じがするわけです。いまの会社でだめなら、新しい会社でも不可能だとはいへぬと思うのです。新しい会社を興してもやり得るわけですから、この点についてはもう少し検討してもらいたいと思つて、少し炭がでるかどうかということ、炭が死ぬか生きるか、この七億を投げるのかということに通ずるわけですから、たいへん話です。そういう客観的な条件というものは、この炭田は開発します、運輸省のほうにはぜひ鉄道を付けてくれということをつけて、運輸省のほうでほとんど金をかけて路床をつくつたら、いつになるかわからぬということでは責任がないと思つて、これが八十万トン、百万トンの山であるならば相当重大な影響があると思うが、最終規模が三十万トンの山ですから、大体いまの尺別炭鉱程度の山になるわけで、そう重大な影響はないと思つて、それから、企業はもう少しくふうしてみていいのではないかとこの感じがするわけです。

そういう面もあわせ検討して、四十二年以降という一般的な考え方ではなくして、そういう条件と見合つた政策を立てる必要がある。やるといふことがきまらなければ、鉄道の予算がつかないわけですから、いまかつかたから予算をつけるといふことも、国の予算なんだから、そうつかないわけですから、これはやはりある程度早目に計画を立ててやるのが通産省の責任でもある、こう思うわけです。特に未開発炭田の問題についてはしつちゅう変わるのではなくして、ある一定の計画を持つべきだ、いつそれを発動するかという問題は若干時期を要するけれども、石炭局としてはそういう計画を明確に持つべきだ、こう思うのです。そういう計画を持つことによって、いま説明のあつた条件を加味しつつ開発を逐次指定するということであれば、間違ひのない方向で、しかもそういう一つの方向を認識しつつ、諸条件を整備できる。極端なことをいいますと、北海道庁でも産炭地振興等で道路整備にいまでも金を出しておるわけですが、そういうものが全然無視されるということになりますと、きわめて社会的な問題も起きてくるのではないかと、こう思つて、この点はいまこゝで云々できないでしうけれども、いま私の考えているような点を述べたので、十分参考にされて、少なくとも石炭局としては局議くらいは計画は持つべきだといふ点を強く主張しておきたいと思つておるわけです。

次に、最近の需給情勢の問題の中で、貯炭が漸次累積する、夏場になると貯炭量が相当ふえるのではないかと、こういうわけておるわけですが、今年夏場のピーク時の貯炭総量は一応どういう想定をしておるか、夏場における貯炭状況は大体どういふ傾向をたどるかという点について、ひとつ見通しを伺つておきたいと思つておるわけです。

○中野政府委員 本年度の需給の問題についてはいろいろな問題がございまして、年度間の需給といたしましては、御承知のように石炭鉱業審議会の需給部会で、いろいろ政府のほうでも努力し、また関係業界の協力、また石炭業界の努力によりまして五千四百五十万トンの需給を確保すべきであるという答申が出て、この答申に従つて政府としては施策を講じていくつもりであります。ただ、年度間としての五千四百五十万トンは、どうしても下期にいつて需給がふえるという形になってきております。特に現在の見通しでは、下期から相当景気も上昇するといふことでございまして、したがって上期については、生産と需要の關係が幾ぶん見合わない。これは毎年そういう傾向があるわけでありまして、夏場になりますと全体として、最高時に、九月ころになると思つて、九百五十万トン程度、これは坑所貯炭と需要家のほうの貯炭それから販売業者の貯炭、全体合せてその程度になるのじゃないかと考えております。そのうち坑所貯炭としては四百五十万トン程度、いま資料がちょっと見つかりませんので、あとで数字が間違つておれば訂正いたしたいと思つておる。大体年度の初めからいうと百万トン以上の貯炭がふえる、こういう形になつてくると思つておる。

○岡田(利)委員 有沢調査団の答申及び政府の石炭政策の新しい時点にお

○中野政府委員　いま先生御指摘になりましたように、石炭の価格問題、これは今後の石炭政策を進めていく上に一番重大な問題だと私は考えております。それから調査団の答申にもありましたように、三十八年度まではやはり、最初の計画どおり千二百円引き路線でいくべきである。これは今年度も赤字をほとんどの山が出しておるわけ

に、基準炭価をもとにして各社がまた実際の交渉に入るわけでありますが、個々の電力会社についてはいろいろ特殊な事情もあって、単純な千二百円引きというようなことでないような形になるのではないかと、いづれにいたしましてもそういう点については、早急に基準炭価を設定すべくいま努力中でございます。

○岡田(利)委員 私がお尋ねをしましたのは、すでにもう大体電力用炭の各炭鉱別のワクというものはほぼ確定しているということに理解をしているわけですが、ところがいま申し上げましたように、今年は一応特に需要先の柱になる電力の場合は二百五十円で終わるのだというところがはつきりしているわけですよ。しかも基準炭価をつくってその炭価について保証する、これが不安定だと石炭産業の安定はないということ、今回わざわざ電力用炭の代金を精算する会社をつくる、政府が一億出資するという法律案がいまこの委員会に付託されておるわけです。この法案が成立すると、今年から全部この会社で代金の精算が行なわれます。今年度の用炭の契約というものは非常に大事です。この法案が通過する前にとにかく二百五十円を三百円、三百五十円なり下げさせる、そうするとそれが基準になる。これは私は常識だと思ふのです。ですから、今年度の契約は非常に大事です。昨年度の契約と今年度の契約を見れば、同じ銘柄でなんば下げるかわかるじゃないですか。しかしそれはほとんどが二百五十円以下に下げた契約をする、そういう契約代金を基礎にして、その用炭の量についてもき

まっている、こういうことじゃないの
でしょうか。

○中野政府委員 先ほども御説明いた
しましたように、基準炭価というものを
を早急にきめて、それをベースにして
本年度の実際の値段というものをきめ
ていただくように話しておるわけで
ありまして、いま先生の言われたのは、
本年度の値段についてはまだ交渉
中であります。もちろんことしも炭を
引き取っているわけでありますから、
いまやっている値段というものは、わ
れわれは概算払いというふうに考えて
おります。

○岡田(利)委員 局長はそう言われま
すけれども、一応概算払いであろうが
何であろうが、一応これは文書交換
しておるか、あるいは紳士協定をして
おるかは別にして、しかし二百五十円
引きだ、そして千二百円は終わるの
だ、それをささえることを前提にして
いま石炭政策が組まれ、經理規制法が
あり、電力用炭の精算株式会社法があ
り、いろんな法律ができて、また資金
関係についてはそういうことを前提に
して組まれているのです。そうして四
十二年度に石炭産業を安定させる。で
すから千二百円引きがくずれて、炭価
がくずれるということは土台がくずれ
るといえることです。これはたいへんな
問題なんです。ですから基準炭価をつ
くるといいますけれども、結局は今年
度のワク、納炭量というものが一応き
まって、それに伴って一応の炭価がき
まってくるわけですから、ほぼ炭価は
きまっておるのじゃないですか、それ
が下がっておるのです。これは私の見
るところでは大体八割納炭、炭鉱会社
の八割は二百五十円以下に炭価を引き

下げて契約をしておりますよ、しかもその炭価の値引き度合いによって割当量がきまっておるのじゃないですか、これは調べればわかるのです。去年の炭価と今年の炭価と比べれば、これは出てくるのです。もしこの法律案が通ってそういう点が出てきたらどうしますか、政府は千二百円引き炭価を維持する、それを基礎にしていまの石炭政策が組まれておるわけですから、それがたとえ三百五十円になったら百円戻すことができますか、私は不可能だと思ふのです。ですから今年のいまの時点というものは非常に大事です。そこまで各社報告しますか、私は報告していないと思うのです。陰で承知しておるかもしれませんけれども、公式にはなかなかこれは報告していいと思うのです。私は何もはったりでものを言っておるのではなくて、これは事実だと思ふのです。ただそういうことを認めるかどうか、そういうことを認めるということになれば石炭政策は土台がくずれるのですからこれはやり直さなければいかぬ、政府がそういうことを容認するならば、別途の政策を講じなければだめです。肝心の土台のほうがか半分欠けて、うちを建てるといってもそれは無理です。補強をしなればならぬ。もし戻すことができなかった場合は政府はこの面について補強をして、当初の約束どおりいわゆる炭価保証についての責任をとりますか、どうでしょうか。

○中野政府委員　いまの問題は、先生の言われた点は御承知のように非常に微妙な問題でございまして、いま交渉中あるいは役所のほうで基準炭価というものをどの辺に持っていくかという

ことで、寄り寄り関係のところと協議中のごさいます、少なくとも石炭局としては千二百円引き路線で保持してやりたいということですが、業界はもちろん、需給の実勢が弱いものですから弱気です。先生の御指摘のとおりです。したがって政府が中に入って、千二百円引き路線を保持できるようにせつかく努力中なんです、その点についてはそういうことで御了承願いたいと思います。

○岡田(利)委員 この点はいずれ法律案が通って、この会社で電力用炭の精算が行なわれるわけですから、数字が出ますよ。今度は政府が金を出して、いますから、その資料はすぐわかるのです。見れば全部表面に出てくるのです。ですからこの点は私は、あとから結果論で議論してもつまらぬ問題だと思ふのです。その点については私はなげ言ふかという、いま炭鉱労働者の場合、賃金の問題等いろいろ大きな問題になっておるのですが、結局は各社が競争をし過ぎて、そのしわ寄せが全部労働者にいくわけです。合理化が加速度的になっていく、こういう傾向を非常に強めておるわけです。業界は需要家に対して弱気だ、労働者のほうもいまなだれを打って若い者は炭鉱を離れていって、弱気なんです。しかしそういうしわ寄せというものは最後にはどこに行くかという、炭鉱の場合は雇用率が非常に高いですから、労働者の労働条件にいく、結果的にそうなる。しかも今年度、いわゆる基準炭価を局長がきめられると言いますけれども、千二百円引きの最終年度ですよ。今年度は明らかに二百五十円です。これは基準炭価以前の問題です。千二百円

引きをして、いろいろ経済情勢を勘案して基準炭価をきめていくというなら話はわかるのですが、すでに今年度は千二百円引きの五カ年計画の最終年度ですから、基準炭価ではなくて、前年の二百五十円引きです。これほど明確な年はないのです。弱気で結局それ以下に、三百五十円なりあるいは三百円なり炭価が下がつておるということになれば、千二百円引きというものは、そういう価格の面だけでも、結局千三百円引きだった、千四百円引きだったということになるわけです。これは非常に大事な問題で、このくらいのことと各企業が正直に言わぬで、企業を信頼して石炭政策はやれぬと私は思うのです。これは私は強く注意を喚起しておきたいと思ふます。いづれこれは数字がわかることです。私の調べた範囲では、ほぼ今年度の量はすでにきまつております。価格もきまつております、私に言わしめれば、しかし、まだそこまでは御承知ないようですから、強く注意を喚起しておきたいと思ふます。

あとの質問者が来ましたから、最後にもう一点。有沢さんが会長に就任される産炭地域振興審議会、これはきのうも大臣に申し上げたのですが、怠慢もはなはだしい。岸会長がなくなつて、会長もいない。産炭地域振興審議会、産炭地域振興審議会と政府は口を開けば言うけれども、会長も選任しないで、一年間ぐらいいん投げておる。法律はできたけれども、何ら実効ある審議が行なわれていない。この点は政府の責任だと思ふのです。大臣は急遽有沢さんを会長に選任されましたけれども、早急に産炭地域振興計画を審議会

で答申をしなければならぬと私は思うのです。しかもこれはそういう点でよくれておるわけですから、単に部分的にやるのじゃなくて、全体的に、当面産炭地域振興計画を組まなければならぬ地点というものは明らかですから、総合的に検討して早急に選任して答申をし、それに対して必要ならば次に補正予算を計上しなければならぬでしよう。あるいは、来年度予算にも関係してくるでしよう。早急に結論を出すべき問題だと私は思ふますが、この審議会の開催見通し、なお当面そういうふうにおくられておつて、全般的な答申というものはいつ出されるのか、それに伴う対策については相当思い切ったことを考えなければいかぬと思ふますが、この点についてお伺いしておきたいと思ふます。

○中野政府委員 産炭地域振興審議会を速に活用いたしまして早急に産炭地域振興計画をつくるべきであるということ、先般の三十八年度の合理化計画をきめた石炭鉱業審議会でも意見が出ましたし、また各方面からも非常にそういう要望が強かったもので、有沢先生を欠員になっておりました会長にお願いした。これは実はその前にいろいろいきさつを聞いてみたのですが、会長の引き受け手がなかなかない、そういうこともありまして、審議会でも話が出ましたので、植村さんが実は会長代理をしておられたのですが、有沢先生非常にお忙しいのですがぜひお願いするということ、また、有沢先生を速に選任していろいろ国会関係等の手続等もありまして、ぜひお願いするということ、また有沢先生は産炭地域振興につ

ては、調査局長以来最も関心を持たれ、御熱心に推進役をやつてこられた方なで、これは適任の方はないじゃないかという皆さんの一致した意見をお願いして、先月三十日に審議会をやりました、そして通産省のほうから産炭地域振興の基本構想というものを出して、その方向については御了承願つたのです。したがって今度は早急に具体的な実施計画をやるべきである、これは早くやらねえと、第一来年度の予算に間に合わせるためには、通産省関係だけでなく、関係方面が非常に広いものですから、そういうことで審議会の席でも、おそくとも八月中旬までに中間答申をやれということになつておりますので、いま関係方面と折衝を続けて、具体策を盛んに練つておるところでございます。

○上林山委員長 滝井義高君。

○滝井委員 合理化法に關連して、少し総合的な質問をしたいと思ふます。まず第一に、いまの岡田さんの質問にも關連してゐるのですが、今度政府は、石炭の昭和三十八年度の需要を五千四百五十万トンと一応見通しを付けておるわけです。昨年から今年にかけて、政府は責任を持って五千五百万トンを確保いたしますと云つておつたのに、もうすでに五十万、うそを言つたといつてはおかしいのだが、間違つてきているわけですね。一体この五十万トンの間違ひというのは、どういうところから出てきたのかということ

です。○中野政府委員 本年度、昭和三十八年度の石炭の需要の問題につきましては、五千五百万トンに極力すべくわれわれとしても、もうこん身の力をふる

るつて努力したつもりでございます。また調査団の先生方あるいは石炭鉱業審議会の先生方も非常に努力をいただきまして、ようやく五千四百五十万トンという数字をおきめ願つたわけでございますが、生産のほうのベースは、それではそれに合はしたらいけないかという議論が、これは審議会の中でも相当あつたわけです。しかし、これは政府で再々言明しておりますように、五千五百万トン出炭ペースは変えない、これは維持していきたいという、大臣が何べんもこれは言明されておりますし、そういう関係もあつて、なおその五十万トンの食い違いについては今後政府は関係者が努力してその穴を埋めよう、こういうことで石炭鉱業審議会の需給部会で御決定になつたわけでありまして、われわれとしても、今後ともそのつもりで、もう少しさらにきめのこまかい需要確保対策というものを考えていかなければいかぬのじゃないか。といひますのは、三十七年の実績が、これは油の功勢ということもございしますが、いわゆる景気調整の過程で相当そのあたりを食つて石炭の需要が減つたというやうなことで、昨年度は実績が五千二百九十一万トンの需要しか確保できなかったという情勢になつておるわけです。したがつてこれを五千四百五十万トンに上げるということ、相当努力してやらないとこれはいかないということ、数字がで上がったというふうには御了承願ひたいと思ふます。

○滝井委員 いま私がお尋ねしている点は、まず第一に、五十万トンにか

出た主たる需要は一体どこなのかという事です。それからいまい一つ、あなたの答弁にちょっと反論しておかなければならぬのですが、昨年は実績が五千二百九十一万トン、経済が引き締めで非常に沈滞をした。しかし今年は御存じのとおり、当初政府が名目八・一、実質六・一と言っておいたのが、最近は大蔵省ですか、経済企画庁ですか、一一・一の名目で、七・五くらいの実質の伸びがあるのだとおっしゃって、経済は依然として非常に成長を続けておる。しかもあなたのほうの設備投資の資金計画等を見ても、三兆八千億円でしよう。これは相当のものですよ。そうしますと、政府が政治力を発揮さえすれば、五十万トンくらいは穴埋めは、努力をすればおっしゃるけれども、そう私はむしろ甘くないのじゃないかと思うのです。それを甘やかしていると言つては語弊があるけれども、何か強い力に圧迫をされて、ずるずると後退をしておるという感じが非常に濃厚なんです。まず、五十万トンどこで狂ったか五千五百万トンになり得なかったのかということなんです。

○中野政府委員 これは実は調査団臨時に想定をした、昭和三十八年度の見通しというものが一応あるわけなんです。これは一応生産のほうは五千五百万トン、需要のほうは五千四百三十七万トン程度になっておるわけでありまして、その数字と比べてどうかというところしかお答えできないと思いますが、これは主として原料炭の狂い、というのは、調査団臨時は主として鉄鋼向けの原料炭でございまして、鉄鋼のいわゆる出鉄ですね、鉄鉄をつくるのに原料炭が要するので、出鉄ベースを

相当高く見ておった。ところが、三十七年度は鉄鋼向けの原料炭は非常に少なかつたわけなんです。ちよつと実績を申し上げますと、鉄鋼向けの原料炭が三十六年度の実績が六百四十九万トンで、それに対して三十七年度は六百四十八万トン、だからもう、少し減っているわけなんです。三十六年より非常に出鉄が落ちたという関係もあって、これに対して調査団は一応昭和三十八年度は出鉄ベースが違つておりまして、八百九十九万トンというふうに見たわけなんです。これは現実の三十八年度の出鉄計画というものがきまつておりますから、これに従つてできるだけ輸入炭の弱粘結炭を使つていただくというところで、相当の折衝をやりました結果、本年度は七百四十五万トン、昨年の六百四十八万トンに対して約百万トン増の七百四十五万トンということに需給部会できまつたわけなんです。この関係が調査団臨時のあれと食い違つてい

る大きな原因でございまして、一般炭については、調査団臨時のあれと中身は、たとえばセメント用炭が、調査団が考へておつたよりもちよつとわれわれが努力してふえたというふうな事情はございまして、全般としてはば調査団臨時の調査とあまり変わつていない、こういうことになっておるわけでありまして。

○滝井委員 鉄鋼はもう去年、たとえば八幡製鉄のごとき、高等学校の卒業生等を二千人も留保して、ずつことしの秋まで入れなかつたのですよ。これは去年からそういうことはわかつておつたわけなんです。それは去年の四月ですよ。去年の四月のときには御存じのとおり、炭労が国会のまわりにたくさんやってきて何となく、需要を見てくれ、そこでわれわれと四項目で、六千万トンの需要の確保について、は努力をいたします、昭和三十八年にはどんなことがあつたか五千五百万トンは割りません。これは政治的な公約ですよ。しかも客観情勢は去年の四月から、八幡製鉄のごときは二千人も新しい採用者というものをストップしておつたんです。採用した者を仕事に使つていなかったのですよ。北九州における選挙に負けたというのは、こういうことを保守党がやつておつたから負けたのです。そこで、そういう客観情勢がわかつておるのに、ことしの予算を組むときも、政府はやはり五千五百万トンだじようぶです、こうおっしゃつたわけですよ。ところが、五千五百万トンだじようぶですとおっしゃつておつたのに、予算が通つて一カ月もたぬうちに、五千四百五十万トンです、こういうことでしよう。これは合理化の実施計画をきめるときは、四月の十八日か何かでしよう、初め、こういう資料をつくつてお出しになったときには、そうすると、予算が通つたそのあくる日には赤い舌をべろつと出して五十万トン削減した。こういうことは、われわれは了承できないわけなんです。国会で幾ら審議したつて、幾ら約束したつて、そのことはだめだといふと、とてつとあとかたらんどの数字を変えてくるなら、国会の論議というものは要らないことになつて、経済は生きものですから、動きましますけれども、政府は、少なくともこういう両党間で約束したものは、何が何でも、政府が犠牲を払つてでも守つてくれるということではなれば、話にならぬわけなんです。こんなものを勉強してきて質問する意味がなくなる。こういう点について、一体政治的な責任をどうしてくれるかということなんです。これは政府が、じゃ五十万トンについてはどんなことがあつても責任を持ちます、その貯炭融資その他についても責任を持ちますということならば話がわかるのだが、それを持たなければ、これは今度合理化がその分だけ進行することになるのですから、いわゆるビルドアップのほうは、原料炭については幾ら出してもよろしいと有沢さんは言つた。幾ら出してもいい、これはどんな無理があつても、われわれは原料炭については必ず鉄鋼その他に食わしていきまします、これは、有沢先生もおっしゃつた。これは一般炭が問題だ、原料炭は幾ら出して多々ますます弁ずるとおっしゃつていた。ところが狂いはどこに來たか、原料炭に來ているのです、ということでは、そこでまたわれわれはけつこうしよい投げを食つたわけなんです。こういう二重のうそが重なつておるわけですね。五千五百万トンの実現ができなかつたのは一体何か、鉄鋼のほうです。鉄鋼のほうの原料炭は幾らでも出します、これはもう幾ら出して使いますからとおっしゃつておつたのに、今度、それは鉄鋼が不景気で使えない、こういうことでは話にならぬと私は思うのですが、この点は政務次官どうですか。

○廣瀬(正)政府委員 大臣の出席の御要請がございましてけれども、ちよつとだいたい商工委員会をやつておりますので、そちらのほうで基本法の審議の関係ではございませんので私が参つたわけですが、私の答弁で御不満な点は、重ねて大臣に御質問の機会もあるかと思ひますし、また私が御質問を承り、答弁いたしましたことについては、責任を持つて大臣にお伝えいたすことは間違ひございませんので、御了承いただきたいと思います。

ただいまの御質問でございまして、石炭対策は何と申しましたが、先刻来岡田委員も御指摘されておりましたように、需要と価格が最も重要な要素であり、基調をなしますものでありますことは当然でございまして。したがいまして、五千五百万トンの需要の確保につきましても、政府といたしましては最大の努力をいたしておりますのみならず、政府が言明いたしておりますように、さらに六千万トンを目標といたしまして、それにもこぎつたといふような努力もいたしておるのでありますけれども、三十八年度の見通し

は、遺憾ながら五千四百五十万トンで、五十万トン足りないわけでございます。しかしさらに今後政府は十分努力を重ねまして、少なくとも五千五百万トンの確保というところにつきまして十分考慮をし、努力を続けてまいりたいと思っております。なお、どうしても需要が足らなかつたということで貯炭がふえるということにつきまして、昨日も岡田委員からいろいろ御意見がございましたが、貯炭の設備というようなことについても将来考えなくちゃならぬ問題であらうかと思ひますけれども、さしあたりは民間の融資を、民間の金融機関に政府として協力を要請いたしまして、そういうような方法で五千五百万トンの需要の確保に準ずる措置を講じてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

ことは、千二百四引き下げの問題が非常に困難になってくるわけですから、同時に需要が少なくなるのですから、需要と供給とは自由経済においては明らかに相互作用を及ぼしてくるわけですから、五千七百万トン出炭能力があるときに五千四百五十万トンの需要がかつたかということになれば、この前も私触れしましたし、きょうも岡田さんが言っておたが、結局シェア確立のために販売競争が行なわれることは必然です。したがってそういう販売競争、市場の占拠率を高めるためにダンピング的な販売競争が行なわれるというところ、生き残るためには価格を無視してやっていくことは当然です。生産原価を無視してやる。だから、そういう面が一つ。しかしそういう面を一応全部無視しても、出炭制限を二百五、六十万トンもすることによって、石炭の価格に一体どういう影響があらわれてくるかという点です。この点の石炭局の見解をお伺いしたい。

これは、千二百四引き下げの問題が非常に困難になってくるわけですから、同時に需要が少なくなるのですから、需要と供給とは自由経済においては明らかに相互作用を及ぼしてくるわけですから、五千七百万トン出炭能力があるときに五千四百五十万トンの需要がかつたかということになれば、この前も私触れしましたし、きょうも岡田さんが言っておたが、結局シェア確立のために販売競争が行なわれることは必然です。したがってそういう販売競争、市場の占拠率を高めるためにダンピング的な販売競争が行なわれるというところ、生き残るためには価格を無視してやっていくことは当然です。生産原価を無視してやる。だから、そういう面が一つ。しかしそういう面を一応全部無視しても、出炭制限を二百五、六十万トンもすることによって、石炭の価格に一体どういう影響があらわれてくるかという点です。この点の石炭局の見解をお伺いしたい。

これは、千二百四引き下げの問題が非常に困難になってくるわけですから、同時に需要が少なくなるのですから、需要と供給とは自由経済においては明らかに相互作用を及ぼしてくるわけですから、五千七百万トン出炭能力があるときに五千四百五十万トンの需要がかつたかということになれば、この前も私触れしましたし、きょうも岡田さんが言っておたが、結局シェア確立のために販売競争が行なわれることは必然です。したがってそういう販売競争、市場の占拠率を高めるためにダンピング的な販売競争が行なわれるというところ、生き残るためには価格を無視してやっていくことは当然です。生産原価を無視してやる。だから、そういう面が一つ。しかしそういう面を一応全部無視しても、出炭制限を二百五、六十万トンもすることによって、石炭の価格に一体どういう影響があらわれてくるかという点です。この点の石炭局の見解をお伺いしたい。

これは、千二百四引き下げの問題が非常に困難になってくるわけですから、同時に需要が少なくなるのですから、需要と供給とは自由経済においては明らかに相互作用を及ぼしてくるわけですから、五千七百万トン出炭能力があるときに五千四百五十万トンの需要がかつたかということになれば、この前も私触れしましたし、きょうも岡田さんが言っておたが、結局シェア確立のために販売競争が行なわれることは必然です。したがってそういう販売競争、市場の占拠率を高めるためにダンピング的な販売競争が行なわれるというところ、生き残るためには価格を無視してやっていくことは当然です。生産原価を無視してやる。だから、そういう面が一つ。しかしそういう面を一応全部無視しても、出炭制限を二百五、六十万トンもすることによって、石炭の価格に一体どういう影響があらわれてくるかという点です。この点の石炭局の見解をお伺いしたい。

○久良知説明員 三十八年度につきましては、大体五千七百万トン前後であるというふうな考えておるのでございます。

○中野政府委員 いまの御指摘の能力としては、五千七百万トン程度というふうなわれわれは考えております。ただ実際の生産は、三十七年度におきまして、御承知のように、五千三百五十九万トンしか生産をしなかつた。これでもなお需要のほうがそれを下回つて、貯炭がふえるという非常に異常な苦しい状況があらわれて、このためにやはり相当に生産原価のコストアップの要因になったことは、御指摘のとおりでございます。ただ本年度につきましては、先ほど申し上げましたように、生産は五千五百万トンペースに押える。押えるというよりは、五千五百万トンペースで計画的にやっております。

○中野政府委員 弱粘結炭が競合するわけですから、これは数量で申し上げますと、三十六年度が八十六万トン、三十七年度が七十八万トン、これに対して三十八年度は四十万トンにこれを削減したわけですから、弱粘結炭を四十万トン全部切るといふわけにはいかないのです。そうしますと、約五十万トン出てくるわけですから、資本主義の世の中ですら、経済的自由の原則を無視するわけにはなかなかいかないわけですから、いまの自由民主党政の策としては、しかし、外貨の割当の面についてこれをコントロールすることはできるわけですから、強粘結炭は、これはやむを得ない。しかし弱粘結炭については、こんなに日本の石炭産業が困っているときに、四十万トンをお割り当てしようとしているのですから、こ

○中野政府委員 弱粘結炭が競合するわけですから、これは数量で申し上げますと、三十六年度が八十六万トン、三十七年度が七十八万トン、これに対して三十八年度は四十万トンにこれを削減したわけですから、弱粘結炭を四十万トン全部切るといふわけにはいかないのです。そうしますと、約五十万トン出てくるわけですから、資本主義の世の中ですら、経済的自由の原則を無視するわけにはなかなかいかないわけですから、いまの自由民主党政の策としては、しかし、外貨の割当の面についてこれをコントロールすることはできるわけですから、強粘結炭は、これはやむを得ない。しかし弱粘結炭については、こんなに日本の石炭産業が困っているときに、四十万トンをお割り当てしようとしているのですから、こ

○中野政府委員 弱粘結炭が競合するわけですから、これは数量で申し上げますと、三十六年度が八十六万トン、三十七年度が七十八万トン、これに対して三十八年度は四十万トンにこれを削減したわけですから、弱粘結炭を四十万トン全部切るといふわけにはいかないのです。そうしますと、約五十万トン出てくるわけですから、資本主義の世の中ですら、経済的自由の原則を無視するわけにはなかなかいかないわけですから、いまの自由民主党政の策としては、しかし、外貨の割当の面についてこれをコントロールすることはできるわけですから、強粘結炭は、これはやむを得ない。しかし弱粘結炭については、こんなに日本の石炭産業が困っているときに、四十万トンをお割り当てしようとしているのですから、こ

○滝井委員 そうしますと、二百五十万トン以上需要に対して出炭の能力がオーバーするわけですね。これは合理的化をやつて後に五千七百万トンなんですから、そうすると必然的に出炭制限をやらなければならぬことになるわけですね。そうすると、二百五十万トン程度の出炭制限をやることによって、一体炭価にどういうはね返りが出てくるかということです。炭価にどういう変動が出てくるかということです。この

○滝井委員 そうしますと、二百五十万トン以上需要に対して出炭の能力がオーバーするわけですね。これは合理的化をやつて後に五千七百万トンなんですから、そうすると必然的に出炭制限をやらなければならぬことになるわけですね。そうすると、二百五十万トン程度の出炭制限をやることによって、一体炭価にどういうはね返りが出てくるかということです。炭価にどういう変動が出てくるかということです。この

○滝井委員 そうしますと、二百五十万トン以上需要に対して出炭の能力がオーバーするわけですね。これは合理的化をやつて後に五千七百万トンなんですから、そうすると必然的に出炭制限をやらなければならぬことになるわけですね。そうすると、二百五十万トン程度の出炭制限をやることによって、一体炭価にどういうはね返りが出てくるかということです。炭価にどういう変動が出てくるかということです。この

○滝井委員 そうしますと、二百五十万トン以上需要に対して出炭の能力がオーバーするわけですね。これは合理的化をやつて後に五千七百万トンなんですから、そうすると必然的に出炭制限をやらなければならぬことになるわけですね。そうすると、二百五十万トン程度の出炭制限をやることによって、一体炭価にどういうはね返りが出てくるかということです。炭価にどういう変動が出てくるかということです。この

○滝井委員 そうしますと、二百五十万トン以上需要に対して出炭の能力がオーバーするわけですね。これは合理的化をやつて後に五千七百万トンなんですから、そうすると必然的に出炭制限をやらなければならぬことになるわけですね。そうすると、二百五十万トン程度の出炭制限をやることによって、一体炭価にどういうはね返りが出てくるかということです。炭価にどういう変動が出てくるかということです。この

こをあなたのほうで答弁ができませんければ、為替局長ですか、大蔵省の方に來てもらいたい。こういうところをもうちよつと政治的に勘を働かしてやつたらどうですか。これは弱粘結炭だけですから、こういうことが政府の石炭政策がほんとうに約束どおりいくいかぬかという非常に大きな山場なんです。

○中野政府委員 原料炭の需給の問題につきましては、鉄鋼用が非常に大宗をなすわけですから、これについては政府としてもできるだけ努力をした、また需給部会のメンバーの方々も非常に努力していただいて、いま申し上げたような、昨年度の六百四十八万トンに対して、これは約百万トン増の七百四十五万トンという鉄鋼向けの弱粘結炭の需要を確保したわけでありまして。この努力はひとつぜひお認め願いたいというふうに私は思っております。と申しますのは、閣議決定でも鉄鋼向けの原料炭については極力国内炭を優先的に使用させる、こういう方針がうたわれておるわけでありまして、昭和三十八年度の需要をきめる場合も、この閣議の方針に従ってわれわれとしてはやりました。そのため、たとえばソ連から弱粘結炭を輸入するという話があったわけでありまして、昨年度は入れたのですが、これも相当ソ連からはやられました。相当交渉は難航しましたが、石炭局ががんばって、ついにこれをゼロにしたというところでございます。それから豪州の弱粘結炭であります。これが先ほど言ったように国内炭よりは相対的に安いわけです。したがって相当強い需要があるわけでありまして、これについても

できるだけ削減するという方針で——三十七年度からの持ち越し量は相当あるわけですから。それから三十八年度に入れるという予定をしておいて、実際それを三十七年度からずっと繰り延べさせましたから、その関係のもの及び長期契約のものに限定して、圧縮して、鉄鋼業界の協力を得まして、さらに一部を三十九年度に持ち越しというふうな、これは非常手段といえます。そういう政策をとって、輸入量を四十万トンに押える、それによって国内炭の七百四十五万トンを引き取るという鉄鋼業界のお約束をいただいたわけでありまして、それだけの努力をして、これをゼロにしたらいけないかというところであります。そこまでは極端なことは通産省としてとれないという考え方でございます。もちろんこれは油との関係についてもいえることではあります。輸入をどんどん切つて何でも高いものでもいいから使わせるといふ政府の方針なら、これはまた考えようがあると思いますが、やはり石炭政策の一つの基本である経済的な合理性というふうなものを一方で考えながら、しかもエネルギーの総合的観点というふうなものを考えて政策をやっていくというところでございまして、私の見るところでは、鉄鋼向けの原料炭の引き取り数量は、非常におほいにかつかつてもいいんじゃないかというふうな感じで私はおるわけなんです。

○廣瀬(正)政府委員 ちょっと申し上げておきますが、先刻私貯炭融資につきましてお答えいたしましたのは、市中銀行の協力方を政府といたしましては大蔵省あるいは日本銀行を通じて求めるという程度のことを申し上げたのでありまして、政府の財政資金でやるということとは申し上げておりませんので、その点誤解のないように。まだそこまできまっておりますから……。

○滝井委員 民間融資を極力要請をするということではございませうか、したがって、政府がそれを要請するからには実現をしてもらわなければ、このかた答弁だけでは意味がない。実現をするということなら、その分を私は鉄鋼に持つていったらいいでしょうと言っておる。有沢さんの答申の大綱を、ごらんになつても、「原料炭については、国内の弱粘結炭を極力優先的に使用する方針を確認し、これを推進するものとする。」こうなつておるわけなんです。しかも三十八年は鉄鋼用炭は八百十萬トンです。私はこの資料しか持たないんですが、一番初めの「需要の確保」のところ、第2部の各論の一番冒頭です。八百十萬トン、そして「電力及び鉄鋼業界における引取数量の増大に伴う負担増と石炭火力発電所の建設資金については、国において所要の措置を講ずるものとする。」とはっきりうたつておるわけなんです。しかも優先的に極力推進することを確認した、こうおっしゃておるわけなんです。これをわれわれは信じているわけなんです。そこで、これからは一般炭についてはなかなか問題だが、原料炭については、特に弱粘結炭については、幸い日本にあるからとどしどし出してくれ。これは出しただけどんなことがあつたって使わせる。これは有沢さんの社会党に対する言明だつたんです。委員会でもそういう言明をしております。したがって、あなた方が御努力をいただいたのはありがたんですが、八百十萬トンを使いますと

言つておるのに、実際は三十八年度は七百四十五萬トンしか使わぬから、四十萬トンふやしても七百八十五萬トン、まだ八百十萬トンにはほど遠いわけです。したがって、これはここに書いてあるのですから、答申は政府も大綱の中で尊重するとおっしゃつておるのだから、有沢さんに基づいて——基づくというのは法的な用語はどういうことだと言つたら、基づくというのはその八割ないし九割尊重することが基づくの、こういうことを法制局はおっしゃつておる。八割、九割ということになると、八百十萬トン全部とは言いませんから、九割六、七分ということなんです。そこでこれは四十萬トンは英断をもち、外貨割り当てしなれば、どんなことがあつてもできないのですから、外貨割り当てしなければいいんです。これは政府の権限でできるのです。そして、自由主義経済ですから私企業にその大幅な損をさせるわけにいかぬから、答申はわざわざ「国において所要の措置を講ずるものとする。」こうなつておる。国で措置を講ずるといふのは、いま政務次官が言われたように、市中銀行に協力を求めて金を貸してやるのも、広い意味の国の一つ措置でしょう。あるいは鉄鋼にそれだけ損が出れば、価格差補給金を出すのも一つの方法でしょう。いろいろ方法があると思う。あるいは何千億の金を借りてやるのだから、その利子をまけてやるのも一つの方法でしょう。船にはやつておるのです。二十億、三十億の金を利子補給としてやつておるから、場合によつたら、日本の基幹産業の鉄鋼に利子補給をやるのも一つの

方法です。幾らでも方法はあると思う。だから石炭に貯炭融資をおやりになろうという意思が幾分でもあるならば、側隠の情という、義を見てせざるは勇なきなり、義を見ておるのですから、これを石炭にやるかわりに鉄鋼にあげたらいけないでしょうか。そうしますと、みんながうまくいく。石炭にやると、不安定になる。やはり出した炭をそこのためにあるのですから、ためて、物がそこにあるとあるというところは、資本主義経済の原則で必ず価格に影響してくる。だから外国のものなら、一応経済は為替のところで切り離すことができる。外貨のところで切り離すことができる。だから日本経済に影響のないような形でやるということになれば、外貨の割り当てでやる以外にない。それはもう石炭でなく、鉄鋼のところで勝負をしてみよう、こういう形にぜひしてもらいたいと思ひます。それでない、うそを言った償いができぬ、穴埋めができぬ。ただ、需要を確保します、確保しますと言つても、確保できないかもしれぬ。一番の即効薬は何だというと、外貨の割り当てです。四十萬トン切るといふことです。

○中野政府委員 調査団が三十八年度の鉄鋼向けの弱粘結炭の需要を八百十萬トンというふうに見ておつたものが、実際は七百四十五萬トンというふうになつたのは、一番大きい原因は、出鉄ベースが変わつてきたということでございます。ただ、われわれの立

場から言いますと、先ほど言ったように、極力輸入炭を減らすということに、これまでやったわけですから、この数量は今後も変えたくないというふうを考えております。これをゼロにせよというの、ちょっと無理なお話で、私はできません。ただ希望は、今後は、景気が下期にかけて上昇するといふように、われわれも経済企画庁あたりも見ておりますから、その関係で千九百二十万トンの出炭量というように想定をしてやっておりますから、これが調査団が見ておったようになれば、ちよつとふえるということになれば、国内炭の引き取りはそれだけふえますから、輸入炭はチェックできますから、そういうことに希望をつないでおるわけでありませう。したがって需要がふえても、鉄鋼向けの原料炭の需要がふえても、輸入炭はふやさないということであらう。これはいいかといふふうに考えております。

○滝井委員 どうも、それではきめ手にならぬ。不安定なままで石炭産業を置くことになる。これではやはり、このところは私留保せざるを得ない。そうではないと、一般炭でこういう狂いが生じたというなら、まだわれわれ議論の展開のしようもあるのですが、原料炭です。原料炭はこれから幾らでも掘りなさい。ビルドアップするところですから、そこで狂いが生じたら何をか言わんやです。石炭政策の根本に関連するところなんです。そうすると、今後設備資金を投じてどんな原料炭を出さなければならぬのに、こういう実態であるならば、これは金の貸し手がない。原料炭だって当てにならぬといふことになる。だからこの点はどうも私納得がいけないですから、大臣に来てもらって、もう一ぺん私は聞かなければならぬ。場合によっては、この点は総理が来たときに責任追及を一本させてもらいます。五千五百万トンを確保するということは政治的にもかたく約束しているのですから。次は、一番重要なところに入ります。次が、政府は石炭の需要のことでまず第一のうそをついたということ。これで大体、第一のうそがはつきりしてきた。今度は第二のうその問題です。まず第一にお尋ねしますが、昭和三十八年度に合理化をしてもいい、ニュー・スクラップしてもらいたい、申し込んだ山は一体総トン数で幾ら、山の数にして幾らですか。

○久良知説明員 事業団に申し込みましたのは、七百九十七万トンでございまして、炭鉱数にして約百二十です。

○滝井委員 正確に言ってください。

○久良知説明員 六百九十七万トンでございまして、炭鉱数にして約百二十です。

○滝井委員 これは確認しておきますが、自然の閉山ではなくて、いわゆる自閉山を含まずに、私の山を合理化に、ニュー・スクラップにかけてください、整備資金をいただきたいと申し込んだものだけですね。

○久良知説明員 さようでございします。

○滝井委員 そうしますと、それを政府は石炭鉱業審議会に原案として幾ら出したのですか。

○久良知説明員 六百七十万トンでございします。

○滝井委員 山の数にして……。

○久良知説明員 山の数はちよつと、ま正確な数が手元にございせんが、約百五十でございします。

○滝井委員 六百九十七万トンで山の数は百二十とおっしゃったでしょう。それを今度は六百七十万トンと二十七万トン、トン数を減らして出しておるわけでしょう。そうすると、山の数は百五十で数が多くなるのはおかしいじゃないですか。

○久良知説明員 これは当初政府のほうから出した案には、申し込んだ山のほかに、保安不良のために買いつぶしをする山と自然消滅の山を見込んでわけたわけですが、これはいづれも密細な炭鉱が多いわけではございませう。炭鉱の数といたしましてはふえておるような次第になるわけではございませう。

○滝井委員 そうしますと、ニュー・スクラップにかけてもらいたいと申し込んだ六百九十七万トンのうち、六百七十万トンに含まれるものが幾らで、保安不良のものが幾らで、自然の閉山のものが幾らというように分けて説明をしてください。六百九十七万トンの内訳です。

○久良知説明員 六百九十七万トンと申し上げましたのは、これは事業団のほうに買い上げてもらいたいというふうな会社の方から申請をしましてまいりました炭鉱の生産数量でございします。この中で、これはただいま申し上げましたように、鉱業権者から申請をした量でございします。私どものほうに炭鉱から年々生産量を申告してまいっておりますが、この量を計算をいたしますと、これよりも若干減るわけではございします。この分が十三万トンは

ございします。目減りに相当するものではないです。それから保安不良、整備との重複分と申しますか、鉱業権者のほうで事業団のほうに買い上げてもらいたいという希望を持っておるわけではございします。一応三十八年度の計画をつくりまして、これは鉱山保安局のほうでやる作業でございまして、保安の悪い山で、保安買い上げでつぶさなければならぬというふうなふうなことを考えております。山が、三十万トンほどあるわけではございします。この山につきましては、そのときの保安の状況によりまして、保安の買い上げにつけるかどうかということを決めるわけではございします。はつきりとした年度初めから予定をいたすわけにはいかないわけではございしますが、一応想定をした山というものがあつたわけではございします。その想定した山でかつ事業団のほうに申し込んでおるといふ山が、十八万トンほどございします。これを引きましたものが六百六十六万トンということになるわけではございしますが、これを一応有効なものであるというふうに考えておるわけではございします。この六百六十六万トンの中には、これは全部が三十八年度に閉山をするという山ではございせんが、中に三十七年度に閉山をした山で、今度三十八年度も買い上げ申請をしましてまいりましたという山が若干あるわけではございします。これが量にいたしまして約二十五万トン、三十七年度中に閉山をすでにいたしておりまして、買い上げは三十八年度に申し込んできたものが、約二十五万トンでございします。そのほかに三十八年度に買い上げを申請してまいっておりますが、そ

の生産計画、それから周囲のいろいろな事情から見まして、三十八年度に閉山しないであろう、一応申し込んでおるのだというふうな私どものほうで見た山が、百七十万トンほどあるわけではございします。それを全部計算いたしまして三十八年度に閉山をいたしたというものは、大体三百五十万トン程度というふうに見たわけではございします。百二十一万トンにつきましては三十九年度に持ち越す、この合計の四百七十一万トンというものが三十八年度に閉山をして事業団で買い上げなければならぬ量であらうというふうに見たわけではございします。

○滝井委員 ちよつと計算が合わないです。いいですか、六百九十七万トンのうち目減り十三万トン、それから年度初めから予定ができない、いわゆる保安と買い上げ申請が重複するもの十八万トンです。合わせて三十一万トンです。そうするとあなたの言う六百六十六万トンというのが出てくるわけではございします。これが買い上げにかかる可能性のあるもの。その中から三十七年度に閉山して三十八年に買い上げ申請のもの、これが二十五万トンある。これは出炭と関係がない、すでに死んでいるわけですから、すなわち六百六十六万トンからこれを引いてみると、六百四十一万トンになります。この六百四十一万トンには閉山しないもの百七十万トンを引きまして、四百七十一万トンですね。こうしかならない。そのうち結局三十八年に閉山するものは三百五十万トンでさらに百二十一万トン、こういうことではございします。

一

○久良知説明員 三十八年度に閉山を予定するものが四百七十一万トンでございしますが、その中の三百五十万トンについては三十八年度中にこれを買ひ上げる、それから百二十一万トンについては三十九年度に持ち越す、その合計をしたものが四百七十一万トンになるわけでございます。

○滝井委員 そうすると百二十一万トンの三十九年に持ち越すものと、それから申し込んでおられるけれども三十八年には閉山しない百七十万トンとの関係はどうなるのですか。

○久良知説明員 三十八年度に閉山しない百七十万トンという山は、これは三十九年度以降に閉山をするのであろう、念のために事業団に申し込みだけはおしておるというふうには私どもは見えておるわけでございます。それから三十九年度の予算で処理をいたしますと申し上げました百二十一万トンは、年度末近くに閉山をする山で事業団に買ひ上げて申請しておる山でございます。これは買ひ上げの事務手続その他に若干の日時を要しますので、閉山は三十八年度中にいたすわけでございしますが、買ひ上げを実際に完了するのは三十九年度になるであらうというふうに見ておる炭鉱でございます。

○滝井委員 予算から言えば、非常におかしな形になってくるわけですね。私の山は閉山をいたしますとして申し込んでおる。申し込んでおられるけれども、これはやらならないのです、来年から再来年かわかぬですというものを受け付けることが、第一おかしいのです。そういうことになれば、何も合理化計画なんかを立てる必要はない。合理化計画をわざわざ法律できめて、そ

して再就職計画までお立てにならうというの、そういう企業の意を許さぬということなんでしょう。地域経済その他を考えると、資金計画も考えなければならぬので、企業が買ってやることは許しませんよということ、これをつくったはずなんです。ところが企業が買って六十九万七千トンも申し出ておいて、その中の百七十万トンくらいというの、とにかく一応申し込んでおられるけれども三十八年に閉山しない、こういうものを受け付けるのがおかしいのです。少なくとも私は、三十八年度中には閉山をいたします、しかしそれは、いろいろ地域の関係があつて三十九年度に幾ぶん延びるかも知れませんが、これならある程度やむを得ないと思うのです。しかしこの百七十万トンというのは、いつ閉山をするのかかわかぬというものが申し込んでおる。このことは第一、地域にも不安を与え、労働者にも不安を与えます。私はこういうものは受け付けるべきではないと思うのです。こういうことを公然とおやりになるということ、どうも納得がいかないわけです。

そこで、さらにこれを詰めていきます。六百七十一万トンというのが政府の原案だったわけですね。それが今度は五五三に変わつてきたのです。これは一体、どういう変化があつたから五五三になったのですか。いまのような詳細な数字のどこにどういふ狂いがきたから五五三になったのですか。

○久良知説明員 これを御説明申し上げます前に、いまの百七十万トンの三十八年度に閉山予定といひますか、買ひ上げを申し込んでおいて、私どものほうで三十八年度には閉山しない

というふうに見たものについての先生の御意見があつたわけでございますが、これにつきましては、鉱業権者のほうからはあくまで三十八年度中にやはり閉山をするということで申し込みがきておるわけでございます。私も、私どもといたしましては実施計画を組む際に、これらの山につきましては三十八年度に閉山をすることは適当でない、閉山をしないというふうに見込みまして、これを三十八年度以降の閉山と見込んだものでございます。

○滝井委員 それならば、それを却下すべきです。閉山すべきでないのですから、却下して、おまえのほうは正常な状態で操業を続けなさい、こうやらなければならぬ。ところが却下せず、それをそのままくわえておるわけですから、ここに問題がある。それならば一体何のために合理化計画をつくるのだ、何のために再就職計画をつくらなければならぬのだ。これは法律にうたつておるのです。合理化の基本計画と実施計画はきちんと法律できまつておるのです。だから、申し出たものをそのままふところに入れておけば、鉱業権者から言えば、これは、うちの山はうまくいったわい、受け付けたままで返してもおらぬ、そのままにやつておる、だからどうせつぶしてもらえるわい、こういうことになる。そうすると労働者にも不安を与えるし、地域経済にも不安を与える。第一、石炭の需要と生産に重大な影響を及ぼしますよ。こういう山がのんびりして浮いたような形でいくわけですから、しかも鉱業権者は坑道の維持その他にも熱意をなくしてしまふのです。だから却下して、おまえのほうは操業

を続けなさい、資金は政府が見まします、こういうことを言うのがたまえだと思ふのです。そういう点は、返していただきます。返さず持つておるでしよう。

○久良知説明員 この百七十万トンに相当する山は、大部分はまだ正常な操業を続けておる山でございます。念のため申し込んでおるといふ表現が一番当たるような状態の山でございますので、こういう山につきましては、申し込みはきておりますが、事業団のほうで買ひ上げの事務を取り進めるといふ事務取り進めの通知その他は一切いたしてありません。申請書がきておるといふだけの状態でございます。

○滝井委員 けれども現地では、組合との団体交渉がそういう山で行なわれておるのです。あるいは、賃金の切り下げの提案も行なわれておるわけですね。そういうふうにとりかかると、事業団が先行して行くのです。一度申し込んだら、秘密といったって、こんなものはわかつてしまふのです。すぐあらわれてくるのです。もうどうせ閉山するのだからといって坑道の維持、管理に金を入れませんよ。そして整理交付金の評価に関係するところだけは、金を入れていくのです。入れない金にならぬから全部入れていくのです。そういう形になるのです。だから今度は思ひぬところで、保安の措置にかかると思つておつた山以外の山が、保安の措置をやらなければならぬことになる。だから昨年は、予算以上のものにほとんど保安の措置をやらなければならぬことになつてしまつたでしよう。そういう実態になつてきてしまふのです。だから、こういうものはどうし

却下をしなければならぬ。そして、あなたの合理化はだめです。来年は来年、今年はまだですといつて、きつと却下してしまふぬと私はいかぬと思ふのです。そうやるのが当然だと思ふのです。それを来年のものまで、何かやるがごとくやらざるがごとくたぐわえておるから、今度は審議会の委員の皆さん方も、何かこれもやはり第二会社にでもしておかねば悪かろうといふことで、第二会社の条件をつけてしまふ。そういう導火線をつくるのです。そしていたずらに石炭政策を混乱させ、党と党との公約を破るという形になつてくる。どうですか、これはいまからでもおそくない。私は却下すべきだと思ふのです。あなたの山はつづいて政府の方針がきまりますから、そのとき出して下さい、山は依然として、これは銀行、金が要れば貸します、金は貸すことになつておるのですから貸そうということになつておるわけですね。貸さぬと思ふのです。どうですか、政務次官、それはやれますか。

○中野政府委員 今年度合理化事業団が受け付けたものの詳細につきましては、いま計画課長から話したとおりであります。これはやはり、あくまで石炭産業も自由経済ということをもとにしておりまして、本人の意思で申し込むのを、申し込んではいかぬといふことはいかかと思ふのです。ただ先ほど担当課長が説明したように、事業団で決定をして、これだけは買ひ上げてあげますといふことは、特に中小等については早く知らしてやつたほうがいいといふことで事務を進めておりまして、百七十万トンについては、そ

ういう通知を全然してないわけです。しかし、いま先生の御指摘がありまして、たように、少なくともこのうち大手——中小のものはそれは言っても、また情勢の変化で急に変わってくれというようなくともならぬとも限りませんが、少なくとも大手等については十分行政指導がききますから、それは適当に、それを返すということではなくて、適当な方法で会社に通知をしてやるということはいい措置だというふうに考えております。ちよつと研究さしていただきたいと思ひます。

○清井委員 それは石炭産業だけにできないはずはないと思う。たとえばわれわれがタクシ一の申請をします、そうすると、これは来年、再来年と人口のふえるのを見込んで許可をしております。しかし、申請して、ことし審査してだめだったら却下してしまいますよ。それと同じです。自由主義だつて、みなそうやっている。私は申請までやめろとは言わない。申請をして、買い上げないのだから、お前の山はいままでどおりでつぶしてはいかぬということなんでしょう。それをもたもたしておるから、ことしはワクに入らぬが、どうせ来年は申し込みの順からいけばうちが一番だということになってしまふ。そうしますとどういうことになるかという、その企業は企業意欲がなくなつちゃう。もう閉山するということとは受け付けてもらっている、うちは前から数えたら五番目に入るから、来年は大体大丈夫だということになつてしまふ。そういう気持が起こつたら、企業意欲をなくしてしまつて、もうだめです。だから企業意欲をなくさないでそういうところに操業を続け

させるためには、金を貸さなければならぬ。銀行は金を貸さない、では合理化事業団から貸そう、こういうことになるでしょう。地域経済に影響を及ぼすならば、そこは何とかしてやろうということ、特別融資項目に入つてゐるのですから。

時間がないそうですから、あとはこの次にします。

○上林山委員長 次会は来たる六月十一日火曜日、午前十時開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十五分散会

